

賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第51条の規定に基づき、会員及び会費について定め、
もって適正に一般財団法人「日本善意財団」(以下「本財団」という。)の活動を
支援する者及び活動の資金を確保することを目的とする。

(会員の愛称)

第2条 会員を「善意パートナー」と愛称する。

(会員の種類)

第3条 本財団の会員は、次のとおりとする。

- (1)個人会員 本財団の目的に賛同して入会する個人
- (2)法人会員 本財団の目的に賛同して入会する法人

(会員の適性)

第4条 本財団の目的に賛同し、その事業を援助しよう とする個人又は法人は、何
らの資格を要することなく、誰であっても会員になれる。た だし、本財団の会員であ
ることをもって自己の政治活動、宗教活動、営利活動その他の 社会活動の広報の
資料とすることを優越的な目的とする者は、会員としての適性がない。

(会員の本務)

第5条 会員は、会員となることによって本財団から特別の利益を得るものではなく、
本財団の事業を、財政面及び精神面において支援することをその本務とする。

(会員に対する情報の提供)

第6条 本財団は、会員に対し、会員の本財団に対する支援をより深め、また、会員
が本財団に対する支援を他に広めることを期待して、本財団の事業に関連する情
報を提供すると共に、本財団が実施する行事等への参加を呼びかける。

(会費の性質及び用途)

第7条 会員は、本財団を支援するため、会費として寄付金を納入する。
2 会費の扱いについては、寄付金等取扱規則による。

(会費の基準額)

第8条 会員が会費として寄付をする場合の月間基準額は、次のとおりとする。

- (1)個人会員 毎月 1口 1千円
- (2)法人会員 毎月 1口 1万円

2 会員は、第1項の基準額によらず、その自由な意思で寄付額を決めることができる。

(会員の不承認)

第9条 理事長は、理事会の総意として、次の事由があるときは、会員となることの申出を拒み、又は、退会を 求めることができる。ただし、退会の了承が得られない場合は、弁明の機会を与え、正当な事由が認められなければ、退会の手続きをとることができる。

- (1)第4条ただし書に該当するとき
- (2)本財団の信用を損なうとき
- (3)会費としての寄付金が、相当期間にわたり納入されないとき

附 則

1 この規則は、一般財団法人「日本善意財団」の設立の登記の日から施行する。